

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	松阪市公平委員会
2. 開 催 日 時	平成 31 年 4 月 12 日（金）午前 10 時 00 分から午前 10 時 25 分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 5 階特別会議室
4. 出席者氏名	（委 員）◎川端委員、村田委員、足立委員（◎委員長） （事務局）総務課 山口課長、梶間係長、小原 （説明員）尼子職員課長
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0 人
7. 担 当	松阪市総務部総務課 TFL 0598-53-4321 FAX 0598-26-4030 e-mail sou.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

1. 平成 30 年度の職員の処分について
2. 職員団体の登録事項の変更に係る報告について
3. 平成 31 年度各研修会等への出席に係る調整について

議事録

別添ファイルのとおり

松阪市公平委員会委員会議事録

- ・開催日時 平成 31 年 4 月 12 日 午前 10 時 00 分～午前 10 時 25 分
- ・開催場所 松阪市役所 5 階特別会議室
- ・出席委員 川端委員長、村田委員、足立委員
- ・出席職員 尼子職員課長
- ・事務局職員 山口事務局長、梶間書記、小原書記

【事務局】

本日はお忙しいところ、委員の皆様にお集まりいただき誠にありがとうございます。委員会を行うにあたりまして、委員の皆様の机に本日の資料をお配りしております。まず、本日の委員会の事項書が 1 枚、議事にかかる資料で 7 ページ構成のものが 1 部、職員課の資料が 1 枚、計 3 種類の資料をお配りしております。ご確認ください。

では、議事の進行につきましては川端委員長さんをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【委員長】

本日は皆様お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから松阪市公平委員会を開会します。

なお、本日の議事の進行上必要と認めますので、松阪市公平委員会議事規則第 4 条第 2 項の規定により職員課職員の出席を認めます。

それでは、事項書の「議題 1 平成 30 年度の職員の処分について」事務局から説明をお願いします。

<職員課から説明>

【職員課】

平成 30 年度の懲戒事案について説明をさせていただきます。平成 30 年度の懲戒事案については 1 件でございます。お手元の資料が処分当時公表させていただいた時の資料です。これに基づきまして説明させていただきます。上下水道部の 22 歳、男性職員、平成 30 年 8 月 31 日に地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に基づき戒告の処分をしています。事件概要ですが、平成 30 年 5 月 25 日金曜日午後 11 時 8 分頃鈴鹿市林崎町地内の国道 23 号線一般国道を自家用車で、制限速度 60 キロのところ 47 キロの速度超過違反で検挙されたというものです。当時この職員は四日市市内で友人と会いまして、帰りが遅くなり道路が空いていたこともあって大台町の自宅へ帰るのにスピードを出し過ぎてしまい、オービス（自動速度取締装置）に引っかかり検挙されました。戒告としておりますのは、一定の処分基準がございまして、松阪市職員による交通違反及び事故に係る処分等に係る指針の中で、速度超過 30 キロ以上 50 キロ未満は戒告とするとありまして、それに基づき戒告処分となっております。

【委員長】

議題 1 について職員課から、平成 30 年度の職員の処分の報告がありました。何かご質問はございませんか？

<質疑>

【委員】

検挙されたということですが、刑事事件の方はどうなったのですか。

【事務局】

刑事処分が罰金 8 万円、行政処分は免停 30 日です。加えて松阪市の処分としまして、処分後自らの運転での通勤禁止ということで、10 日間の自家用車での通勤を禁止しております。

【委員長】

何かほかにご質問等はございませんか？

ありがとうございました。職員課の方は退席してください。

続きまして、「議題 2 の職員団体の登録事項に関する報告について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

前回平成 30 年 4 月 13 日に開催された公平委員会以降に提出されました届出につきまして、ご説明を申し上げます。

毎年度自治労松阪市民病院職員組合及び松阪市職員組合から役員改選に伴い職員団体登録事項変更届が提出されております。市民病院の方から順にご説明を申し上げます。

それでは資料 1 ページをご覧ください。

こちらは、自治労松阪市民病院職員組合から、役員の改選に伴い、地方公務員法第 53 条第 9 項及び職員団体の登録に関する条例第 4 条第 1 項の規定に基づき平成 30 年 7 月 11 日付けで職員団体登録事項変更届が提出されました。

「職員団体登録事項変更届」に平成 30 年度松阪市民病院職員組合の役員の職氏名、住所などが記載されております。

役員の総数は、執行委員長の山田 齊やまだひとしさんから福利厚生部の若宮加寿馬わかみやかずまさんまで 30 人となります。

資料 4 ページから 5 ページにかけてございますように、今回の選挙が公正に執行されたことを証明する役員選出証明書も提出されており、役員改選につきまして、平成 30 年 5 月 25 日に公示され、同年 6 月 8 日に組合員 414 人のうち 334 人による投票の

結果、新しい役員が決定いたしました。

続きまして、資料 6 ページをご覧ください。自治労松阪市職員組合から役員の改選に伴い、地方公務員法第 53 条第 9 項及び職員団体の登録に関する条例第 4 条第 1 項の規定に基づき平成 31 年 3 月 22 日付けで職員団体登録事項変更届が提出されました。

「職員団体登録事項変更届」に平成 31 年度松阪市職員組合の役員の職氏名、住所などが記載されております。

役員の総数は、執行委員長の川合正晃かわいまさあきさんから特別執行委員の藤田和彦ふじたかずひこさんまで 28 人となります。

つぎに、資料 7 ページをご覧ください。こちらは、松阪市職員組合の選挙管理委員会の委員長から提出されたもので、今回の選挙が公正に執行されたことを証明する書類です。役員改選選挙につきまして、平成 31 年 2 月 28 日に公示され、同年 3 月 13 日に組合員 1,042 人のうち 931 人による投票の結果、来年度の役員が決定いたしました。なお、先ほど役員総数が 28 人と申し上げましたが、このページの下段部分に記載された 12 人については、今年度が任期の 2 年目である者と、定期大会で承認されている者になりますので、信任投票の対象となっておりません。今回は、この 12 人を除く 16 人について、選挙が実施されております。

さて、この公平委員会は、既に登録を受けている職員団体からこのような変更の届出が提出された場合、地方公務員法及び職員団体の登録に関する条例の規定に基づき、その届出手続及び記載内容に問題がなければ、その変更内容を登録し、当該職員団体に通知をしなければならないこととなっております。

事務局におきまして、「変更内容が正確に記載がされているか?」、「適正に選挙が執行されたかどうか?」、「信任選挙の対象となった者の得票が過半数を越えているか?」の 3 点について確認したところ、全ての点について不備がないことが確認することができましたので、この会議が終了した後に委員の皆様から決裁を頂戴したいと考えております。

報告は以上になります。

【委員長】

議題 2 について事務局から、職員団体から提出された書類について内容を確認したうえで不備がないという報告がありましたが、何かご質問はございませんか?

<質疑>

【委員】

事務所の所在の件について、市民病院職員組合は病院の中に、松阪市職員組合は市役所の中にあるということですか。

【事務局】

そのとおりです。

【委員長】

ほかにご意見、ご質問はございませんか？

ないようですので、「自治労松阪市職員組合」及び「自治労松阪市民病院職員組合」から提出された登録事項変更届については、これを適正なものとして本委員会に登録することとします。

続きまして、「議題3の平成31年度各研究会日程」について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

平成31年度研究会日程ですが、開催月、開催地など事項書に記載のとおりですので報告させていただきます。詳細等につきましては、開催案内状が到着次第、事務局から委員の皆様にご連絡をいたしますのでよろしくお願いいたします。

前年度からの変更点としましては、7月11日、12日の全国公平委員会連合会本部研究会が1日目は午後のみ、2日目は午前のみで開催となります。また、10月16日の三重県公平委員会連合会総会研修会につきましては、午後からの半日開催となります。

この機会を利用して、各委員さんがどの研究会に御出席いただくかをお決めいただきたく思います。

<参加する研修会の調整>

【委員長】

各委員さんは、日程を調整いただいたうえで、各研修会へ御出席いただきますようお願いいたします。事務局は、それぞれの研修会の詳細がわかり次第、各委員さんへ通知してください。

さて、これで本日の議事につきましてはすべて終了しました。事務局又は委員さんで他に連絡事項はありますか。

なければ、本日の公平委員会は閉会いたします。

本日はどうもご苦勞様でした。